

2022年4月

1 か月・1 年あたり時間外労働上限に関する国会常務委員会決議の実施ガイドラインに関する オフィシャルレター第 1312/LDTBXH-ATLD 号

国会常務委員会は、2022 年 3 月 23 日、コロナウイルスの予防・管理および社会・経済の発展・回復を背景とする 1 か月・1 年あたり時間外労働上限に関する決議第 17/2022/UBTVQH15 号(17 号決議)を公布し、労働法第 45/2019/QH14 号(労働法)に規定する時間外労働上限規制を一部緩和した。

17 号決議の実施を所轄する労働傷病兵社会省(MOLISA)は、2022 年 4 月 26 日、各省・中央直轄市の労働 傷病兵社会局(DOLISA)に対し、17 号決議の実施ガイドラインに関するオフィシャルレター第 1312/LDTBXH-ATLD 号(本 OL)を発布した。本 OL は法規範文書ではないが、17 号決議の解釈に重要な意味をもつと思われるため、本稿でその内容を紹介する。

(1) 本 OL では、MOLISA は DOLISA に対し、速やかに省級労働同盟と協力して 17 号決議の内容の流布および実施の指導を行うよう指示し、以下の留意事項を示した。

①適用範囲

労働法は、時間外労働の年間上限は原則 200 時間¹、例外的に、一定の業種・業務や状況等の場合に限り、300 時間と規定している(労働法例外規定)²。

17 号決議は、困難・有害・危険または特別困難・有害・危険な職種・業務に従事する労働者、12 か月未満の子を養育する女性労働者などを除き、労働者と合意すれば、業種・業務や状況等に特段の制限なく、年間上限を300 時間³とし、また、本OLにより、労働法例外規定に該当する場合は、従前通り、年間上限を300 時間とすることが確認された⁴。

②1 か月時間外労働上限

本 OL は、2022 年 4 月 1 日以降、◇17 号決議に定める場合、◇労働法例外規定に定める場合のいずれも、 月間上限が 60 時間であると確認した⁵。

③時間外労働に関する他の規定の遵守

<u>Disclaimer</u>: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

¹ 労働法第 107 条 2 項 c

² 労働法第 107 条 3 項

^{3 17} 号決議第 1 条 1 項

⁴ 本 OL 第 1 項 a

⁵ 本 OL 第 1 項 b



17 号決議の施行にあたり、時間外労働に関する労働法その他の関連規定(1 日の時間外労働時間、時間外労働賃金、労働者の同意、当局届出に関する規定等)を従前と同様に遵守しなければならない⁶。

④DOLISA への届出手続

17 号決議に基づき年に 300 時間まで時間外労働を行う場合、使用者は、労働法第 107 条 4 項および労使関係に関して労働法の施行細則を定める政令第 145/2020/ND-CP 号第 62 条に従い、DOLISA に対して届出手続を行うことが確認された 7 。

⑤有効期限

17 号決議の規定は、国会が実施期間の延長を決定する場合を除き、2022 年 12 月 31 日まで実施される8。

(2) また、本 OL において、MOLISA は、各 DOLISA に対し、17 号決議の 2022 年 8 月 31 日までの実施状況を、同年 9 月 10 日より前に、MOLISA に報告することを指示した⁹。

ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826 Email: hanoi@tmi.gr.jp

<u>Disclaimer</u>: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

⁶ 本 OL 第 1 項 c

⁷本OL第1項d

⁸ 本 OL 第 1 項 dd

⁹ 本 OL 第 3 項